

平成30年3月16日

告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく市川三郷町（以下「町」という。）への寄附金（以下「ふるさと納税」という。）の推進を図るとともに、町内産業の活性化に寄与することを目的とし、ふるさと納税として寄附を行った個人（以下「寄附者」という。）に対して特産品の贈呈を行う市川三郷町ふるさと納税特産品贈呈事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(特産品の贈呈)

第2条 町長は、寄附金額に応じ法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づく返礼品として特産品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が特産品の贈呈を希望しない場合又は寄附者が町の住民基本台帳に記録されている者である場合はこの限りでない。

2 同年度内において、同一の寄附者から寄附があった場合に対する特産品の贈呈については、前項と同様の扱いとする。

3 寄附者は、贈呈される特産品を寄附金額に応じて選択することができる。この場合において、相当金額の範囲内で特産品を複数選択することもできるものとする。

(特産品の認定)

第3条 特産品は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）のいずれか1つ以上を満たすものであること。また、この告示に関する総務省が発する文書に適合するものであること。

(2) 特産品が食料品である場合、産地名の表示が適正にされていること。

(3) 第3項の規定により町長が認定をした商品やサービスであること。

2 事業者が特産品の認定を受けようとする場合は、市川三郷町ふるさと納税贈呈特産品申請書（別記様式）（以下「申請書」という。）により町長へ申請を行うものとする。また、当該特産品の内容の変更、取下げを行う場合も同様とする。

3 町長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を精査し適切であると認める場合は、提出された申請書に認定証明を行い事業者はその写しを送付するものとする。

(事業者の要件)

第4条 特産品の認定を受けようとする事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 町内において、本店又は支店若しくは事業及び業務等に関わりがあり、町税等を滞納して

いないものであること。

(2) 特産品について、地場産品基準及び食品表示法（平成25年法律第70号）第4条に規定する遵守すべき事項が記載された書類の整備及び保存をすること。

(3) 市川三郷町暴力団員排除条例（平成24年市川三郷町条例第12号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（実地調査の実施）

第5条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し必要な調査・確認などを行うとともに、実地調査の実施を行うことができる。

(1) 特産品の内容について、地場産品基準や食品表示法の違反が疑われる場合

(2) その他町長が必要と認めた場合

（認定の取り消し）

第6条 町長は、認定した事業者又は特産品が本要綱に反すると認められる場合は、その認定を取り消すことができる。

（特産品の送付）

第7条 町長は、ふるさと納税の寄附を受けた内容を取りまとめ、送り状等により事業者へ送付依頼を行う。この場合において、当該特産品の送付に要する費用は、町が負担するものとする。

2 事業者は、前項の依頼を受けた後、所定の方法により責任をもって特産品を寄附者へ送付するものとする。

（特産品の請求）

第8条 特産品を送付した事業者は、毎月月末までの送付実績を集計し、特産品を送付したことを証明する書類等を添付のうえ町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求額と送付依頼実績及び送付を証明する書類等を検査し指定する口座へ請求額を支払うものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。また、この事業が終了し又は認定が解除された後においても同様とする。

3 事業者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

4 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町長から提供された個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料」という。）を、町長の承諾なしに第三者に提供してはならない。

ただし、特産品を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。

- 5 事業者は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町長が書面により承諾した場合はこの限りでない。
- 6 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町長から提供された個人情報資料を、町長の承諾なしに複写又は複製してはならない。
- 7 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町長から提供された個人情報資料を毀損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。
- 8 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町長から提供された個人情報資料を、業務完了後速やかに町長に返還するものとする。ただし、町長が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 9 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町長から提供された個人情報資料の内容を、漏えい、毀損及び滅失した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 10 町長は、申請者が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めたときは、認定の取り消し、又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、特産品の提供が困難となった場合は、遅滞なく町長に報告しなければならない。

- 2 事業者は、提供した特産品の品質及び性能等に関する苦情並びに事故に対しては、責任をもって誠実に対応しなければならない。
- 3 事業者は、町長が事業の広報を目的として公式サイト及びパンフレット等の制作をするために必要な協力を行わなければならない。

(申請の効力)

第11条 この要綱に基づく申請書類の有効期間は、承認の日から、当該年度3月31日までとする。
ただし、期間満了の3箇月前までに町長及び事業者双方から特段の意思表示がない場合には、更に1年間更新し、以後この例による。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第151号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。